

(利用者負担額等の受領)

第七十条 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、指定自立訓練(生活訓練)を提供した際は、支給決定障害者から当該指定自立訓練(生活訓練)に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、法定代理受領を行わない指定自立訓練(生活訓練)を提供した際は、支給決定障害者から当該指定自立訓練(生活訓練)に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、指定自立訓練(生活訓練)(指定宿泊型自立訓練を除く)において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。

- 一 食事の提供に要する費用
- 二 日用品費

三 前二号に掲げるもののほか、指定自立訓練(生活訓練)において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

4 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、指定宿泊型自立訓練を行う場合には、第一項及び第二項の支払を受ける額のほか、指定宿泊型自立訓練において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。

- 一 食事の提供に要する費用
- 二 光熱水費
- 三 居室国若しくは地方公共団体の負担若しくは補助又はこれらに準ずるものを受けて建築され、買収され、又は改造されたものを除く。(の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- 四 日用品費

五 前各号に掲げるもののほか、指定宿泊型自立訓練において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

5 第三項第一号及び前項第一号から第三号までに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

6 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、第一項から第四項までに係る費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。

7 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、第三項及び第四項の費用に係るサービスの提供に当たつては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。

(準用)

第七十一条 第九条から第二十条まで、第二十二條、第二十三條、第二十八條、第三十六條から第四十一条まで、第五十七條から第六十条まで、第六十六條、第六十八條から第七十条まで、第七十三條から第七十五条まで、第八十六條から第八十九条まで、第九十一條、第九十二條、第九六條、第九十四條、第九十六條及び第九十七條の規定は、指定自立訓練(生活訓練)の事業について準用する。この場合において、第九條第一項中「第三十一條」とあるのは「第七十一條において準用する第八十九條」と、第二十二條中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。以下この条において同じ。)」の」と、当該支給決定障害者等」とあるのは「当該支給決定障害者」と、第二十三條第二項中「第二十一條第二項」とあるのは「第七十条第二項」と、第五十七條第一項中「次条第一項」とあるのは「第七十一條において準用する次条第二項」と、療養介護計画」とあるのは「自立訓練(生活訓練)計画」と、第五十八條中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(生活訓練)計画」と、

同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第五十九條中「前条」とあるのは「第七十一條において準用する前条」と、第七十五條第二項第一号中「第五十八條」とあるのは「第七十一條において準用する第五十八條」と、療養介護計画」とあるのは「自立訓練(生活訓練)計画」と、同項第二号中「次条」とあるのは「第七十一條」と、同項第三号中「第六十五條」とあるのは「第七十一條において準用する第八十八條」と、同項第四号中「第七十三條第二項」とあるのは「第七十一條において準用する第七十三條第二項」と、同項第五号及び第六号中「次条」とあるのは「第七十一條」と、第八十九條中「第九十二條」とあるのは「第七十一條において準用する第九十二條」と、第九十二條中「前条」とあるのは「第七十一條において準用する前条」と、第九十四條中「支給決定障害者」とあるのは「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。以下この条において同じ。)」が」と読み替えるものとする。

第五節 基準該当障害福祉サービスに関する基準

(基準該当自立訓練(生活訓練)の基準)

第七十二条 自立訓練(生活訓練)に係る基準該当障害福祉サービス(以下この節において「基準該当自立訓練(生活訓練)」という。)の事業を行う者(以下この節において「基準該当自立訓練(生活訓練)事業者」という。)が当該事業に關して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定通所介護事業者であつて、地域において自立訓練(生活訓練)が提供されていないこと等により自立訓練(生活訓練)を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護を提供するものであること。

二 指定通所介護事業所の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護の利用者の数と基準該当自立訓練(生活訓練)を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。

三 指定通所介護事業所の従業者の員数が、当該指定通所介護事業者が提供する指定通所介護の利用者の数を指定通所介護の利用者及び基準該当自立訓練(生活訓練)を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業者として必要とされる数以上であること。

四 基準該当自立訓練(生活訓練)を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練(生活訓練)事業者その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第七十三条 第五十九條第二項から第六項までの規定は、基準該当自立訓練(生活訓練)の事業について準用する。

第十一章 就労移行支援

第一節 基本方針

第七十四条 就労移行支援に係る指定障害福祉サービス(以下「指定就労移行支援」という。)の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、規則第六條の九に規定する者に対して、規則第六條の八に規定する期間にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第七十五条 指定就労移行支援の事業を行う者(以下「指定就労移行支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定就労移行支援事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- 一 職業指導員及び生活支援員
- イ 職業指導員及び生活支援員の総数は、指定就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者数を六で除した数以上とする。
- ロ 職業指導員の数は、指定就労移行支援事業所ごとに、一以上とする。
- ハ 生活支援員の数は、指定就労移行支援事業所ごとに、一以上とする。